併用林道協定書

１　併用林道名　　布礼別林道
２　道　路　名　　－
３　延　　長　　１，８６９ｍ
４　位　　置
（１）自　　上川南部森林管理署　布礼別林道起点
　　（市道富良野原始ヶ原線終点）
（２）至　　上川南部森林管理祖　布礼別林道終点
　　（原始ヶ原歩道入口）

上記の道路を併用林道にするため、富良野市長（以下「甲」という。）と上川南部森林管理署長（以下「乙」という。）とは、下記により協定を締結し、その証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

記

第１条　この道路の管理者は、甲（または乙）とする。

第２条　乙は、この道路の併用の理由が解消したと認めるとき、甲と協議の上、併用を解除するものとする。

第３条　甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路に伴う権利を第三者に譲渡する場合には、乙に協議しその承認を受けなければならない。

第４条　この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう、努めなければならない。

第５条　この道路の工事及び個別施設計画策定点検等における負担区分は、別紙「受益割合調査表」のとおりとし、「負担割合」欄に基づく割合とする。

第６条　この道路の工事にあたって甲乙は、事前に工事の必要性、実施時期、工法等について協議を行う。

　甲乙は、協定相手方への事前協議を行わずに実施した工事について、協定相手方へ第５条に基づく負担を求めることができない。

第７条　負担区分の負担は、原則として工事の事業費を第５条で定めた割合に応じて、分担する。

　ただし、災害復旧工事において、複数にわたる被災箇所を甲乙が分担して実施した方が効率的であると認められる場合は、甲乙協議の上、第５条の負担区分に応じて区域を区分する。

　なお、区域を区分して工事を実施する場合には、事前に甲乙が十分な協議を行って、双方の工事が統一的かつ効率的となるよう、努めるものとする。

第８条　甲乙いずれかが自らの事情に基づき、第５条の負担区分を超えて、工事及び個別施設計画策定点検等を実施するときは、事前に相手方の承認を得ることとし、その

費用は実施した者の負担とする。

なお、甲乙いずれも第５条の負担区分を超える負担を相手方に求めることはできないこととする。

第９条　第５条の負担区分は、本協定の変更・更新を行う際に、その時点の利用状況等を勘案し、見直しを行うものとする。

第10条　甲は、乙が実施した災害復旧工事が災害復旧事業費国庫負担金、または補助金の対象とならないよう、措置するものとする。

第11条　甲は、乙がこの道路に関する工事を行う場合において、必要とする林道用地の取得等の措置を甲の負担において行うものとする。

第12条　この道路に関する費用（道路法（昭和２７年６月１０日付け法律第１８０号）第６１条に基づく受益者負担金を含む）の負担は、国有林野の産物の買受人及び国有林野事業の請負人に対して、一切賦課しないものとする。

第13条　個別施設計画策定点検等の対象とする施設は、別紙「個別施設計画策定対象構造物内訳表」のとおりとし、「点検等実施者」欄において、甲乙いずれが個別施設計画策定点検等を実施するかを明示する。

なお、別紙「個別施設計画策定対象構造物内訳表」に掲載していない施設については、個別施設計画策定点検等の対象としない。

２　個別施設計画策定点検等の実施に当たっては、あらかじめ協定相手方の意見を聴くものとする。

３　個別施設計画策定点検等といった併用林道に関する情報については、交通安全等に資するため、定期的に甲乙間で情報共有を行うものとする。

第14条　本協定に定められていない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

第15条　この道路の併用協定期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

ただし、併用協定期間満了の日の１ヶ月前までに受益割合を改めて調査の上、受益割合に変動がない場合は、併用協定期間を５年間の単位で自動的に更新するものとする。

令和　６　年　２　月２２日

甲　住　所　富良野市弥生町１番１号
　　氏　名　富良野市長　　北　猛俊

乙　住　所　空知郡南富良野町字幾寅
　　氏　名　上川南部森林管理署長　　伊藤　俊之

受益割合調査表

市町村名	富良野市
森林管理（支）署名	上川南部森林管理署

協定期間	自　令和６年４月１日	至　令和１１年３月３１日	延長	1,869.0 m

市町村側									
種別	単位	数量	単位当り重量（t）	輸送トン数（t）	輸送距離（km）	輸送トン数×輸送距離	備考
巡視	台	40	1,500	60	1.9	114	
巡視	台	30	2,000	60	1.9	114	
一般入林者	台	800	1,500	1,200	1.9	2,280	
計						2,508	

森林管理（支）署側							
種別	単位	数量	単位当り重量（t）	輸送トン数（t）	輸送距離（km）	輸送トン数×輸送距離	備考
林野巡視	台	100	1,600	160	1.9	304	
計						304	

受益割合　＝　国有林野事業の輸送トン数×輸送距離 ／ 国有林野事業の輸送トン数×輸送距離＋国有林野事業以外の輸送トン数×輸送距離　×１００

$$\times 100 = \frac{304}{2,812} \times 100 \fallingdotseq 10\ \%$$

負担割合（%）	市町村側	90	森林管理（支）署側	10

個別施設計画策定対象構造物内訳表
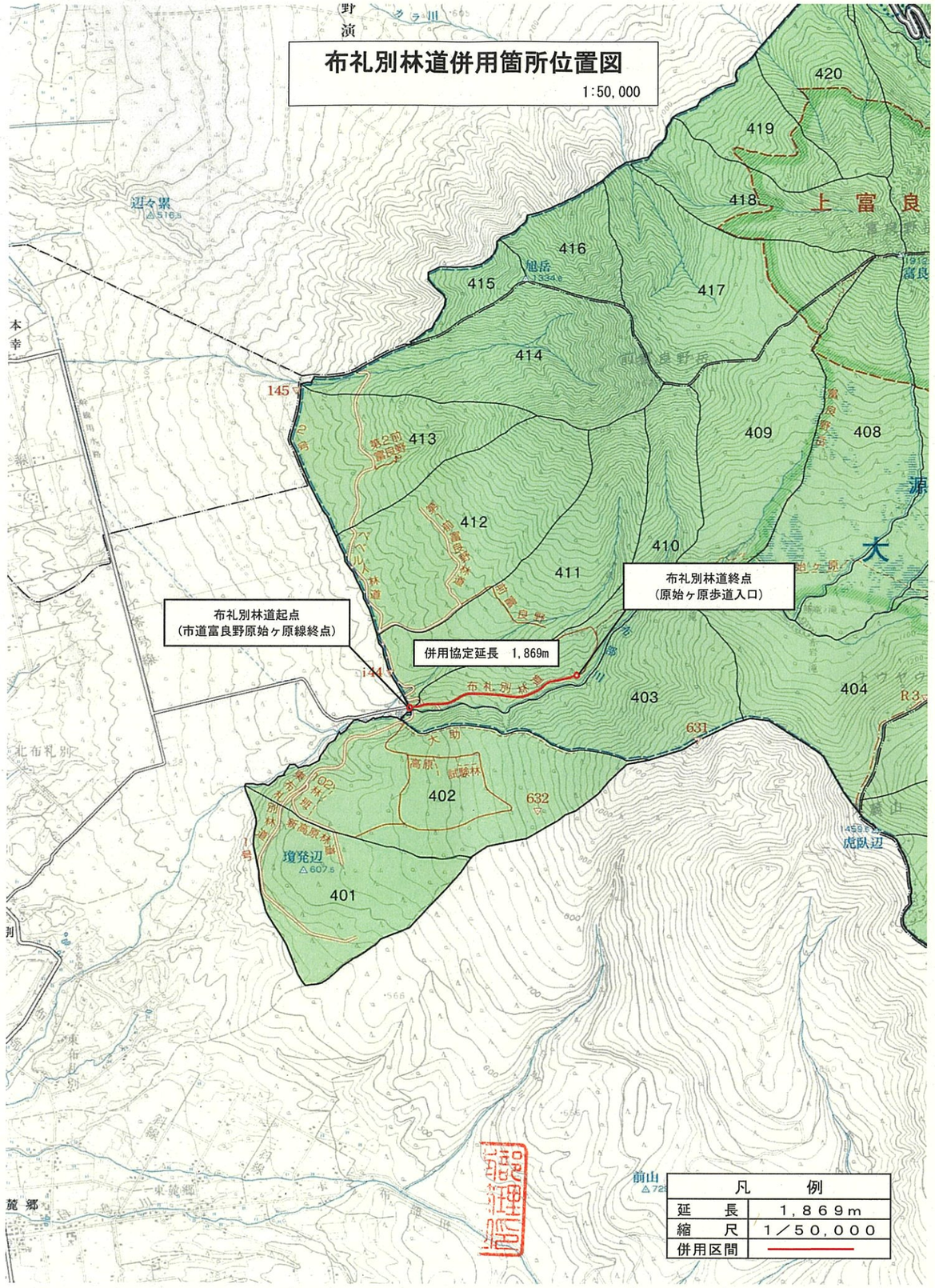
構造物名	構造物の種類	構造物延長（m）	設置位置（km地点）	設置年度	設置者	点検等実施者	個別施設計画策定者	個別施設計画策定年度	備考
	該当なし